

「周南市国民保護計画【令和4年改訂（案）】」新旧対照表

旧			新		
第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 3 用語の意義 (2)機関名等			第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 3 用語の意義 (2)機関名等		
用語等	意義	備考	用語等	意義	備考
指定行政機関	事態対処法第2条第4号の規定による機関	対処措置を実施する国の中央行政機関	指定行政機関	事態対処法第2条第5号の規定による機関	対処措置を実施する国の中央行政機関
(3)武力攻撃関連			(3)武力攻撃関連		
用語等	意義	備考	用語等	意義	備考
緊急処理事態	武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるにいたった事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法第25条	緊急処理事態	武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるにいたった事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法第22条
(4)国民保護措置関連			(4)国民保護措置関連		
用語等	意義	備考	用語等	意義	備考
緊急対処保護措置	緊急処理事態対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第183条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置(緊急処理事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)	法第172条	緊急対処保護措置	緊急処理事態対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第183条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置(緊急処理事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)	法第172条
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法第79条	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法第79条

(追加)	(追加)	(追加)	救援物資	救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資)	法第81条では「物資」																																		
<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(2) 気候</p> <p>周南市の月別平均気温(2005年)</p> <p>周南市の月別降水量(2005年)</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>周南市の地域別人口(2013年)</p> <p>周南市の年齢別人口(2013年)</p> <p>(6) その他</p> <p>特性①(追加)</p> <p>臨海部には、石油、化学、鉄鋼等の基礎素材型製造業を中心とした全国有数のコンビナートが展開し、大量の可燃物有毒物等危険物の取扱も多く、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。</p>			<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(2) 気候</p> <p>周南市の月別平均気温(2021年)</p> <p>周南市の月別降水量(2021年)</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>周南市の地域別人口(2021年)</p> <p>周南市の年齢別人口(2021年)</p> <p>(6) 国民保護に及ぼす本市の地域特性</p> <p>特性①有人離島が存在</p> <p>・島名 大津島</p> <p>・人口 203人(R3. 3.31)</p> <p>・本土との距離 約10km</p> <p>・離島航路 所要時間30分、フェリー総トン数145トン、旅客定員200名</p> <p>特性②臨海部に石油コンビナートが存在</p>	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(2) 気候</p> <p>周南市の月別平均気温(2021年)</p> <p>周南市の月別降水量(2021年)</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>周南市の地域別人口(2021年)</p> <p>周南市の年齢別人口(2021年)</p> <p>(6) 国民保護に及ぼす本市の地域特性</p> <p>特性①有人離島が存在</p> <p>・島名 大津島</p> <p>・人口 203人(R3. 3.31)</p> <p>・本土との距離 約10km</p> <p>・離島航路 所要時間30分、フェリー総トン数145トン、旅客定員200名</p> <p>特性②臨海部に石油コンビナートが存在</p>	<p>法第81条では「物資」</p>																																		
<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部局における平素の業務</p> <p>【市の各部局における平素の業務】</p>			<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部局における平素の業務</p> <p>【市の各部局における平素の業務】</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部局における平素の業務</p> <p>【市の各部局における平素の業務】</p>	<p>法第81条では「物資」</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政管理部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>政策推進部 (追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福祉医療部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素の業務	行政管理部	(略)	政策推進部 (追加)		(略)	(略)	福祉医療部	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シティネットワーク推進部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>こども・福祉部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素の業務	総務部	(略)	企画部		シティネットワーク推進部		(略)	(略)	こども・福祉部	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シティネットワーク推進部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>こども・福祉部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素の業務	総務部	(略)	企画部		シティネットワーク推進部		(略)	(略)	こども・福祉部	(略)	<p>法第81条では「物資」</p>
部局名	平素の業務																																						
行政管理部	(略)																																						
政策推進部 (追加)																																							
(略)	(略)																																						
福祉医療部	(略)																																						
部局名	平素の業務																																						
総務部	(略)																																						
企画部																																							
シティネットワーク推進部																																							
(略)	(略)																																						
こども・福祉部	(略)																																						
部局名	平素の業務																																						
総務部	(略)																																						
企画部																																							
シティネットワーク推進部																																							
(略)	(略)																																						
こども・福祉部	(略)																																						

こども健康部	
経済産業部	(略)
(略)	(略)
都市整備部 中心市街地整備部	(略)
競艇事業局	・競艇場施設の保安対策に関すること

2 市職員の参集基準等

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

【事態レベルに応じた市の体制、職員参集】

事態レベル	体制	参集職員
(略)	(略)	(略)
II	緊急事態連絡室設置	市長、副市長、 <u>行政管理部長</u> 、消防本部消防長その他市長が指名する部局長、部局長の判断に基づく部局関係職員、防災危機管理課職員

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

国民保護対策本部	名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)
本部長	市長	副市長	<u>行政管理部長</u>
副本部長	副市長	<u>行政管理部長</u>	<u>政策推進部長</u>
(追加)	教育長	教育部長	教育政策課長
本部員	上下水道事業管理者	上下水道局副局長	上下水道局総務課長
	モータースポーツ競走事業管理者	ボートレース事業局次長	ボートレース事業課長
	<u>政策推進部長</u>	<u>政策推進部次長</u>	企画課長
	<u>行政管理部長</u>	<u>行政管理部次長</u>	<u>行政管理課長</u>
	財政部長	財政部次長	財政課長
	(追加)	(追加)	(追加)
	地域振興部長	地域振興部次長	地域づくり推進課長
	環境生活部長	環境生活部次長	環境生活課長
	福祉医療部長	福祉医療部次長	地域福祉課長

健康医療部	
産業振興部	(略)
(略)	(略)
都市整備部 (削除)	(略)
ボートレース事業局	・ボートレース施設の保安対策に関すること

2 市職員の参集基準等

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

【事態レベルに応じた市の体制、職員参集】

事態レベル	体制	参集職員
(略)	(略)	(略)
II	緊急事態連絡室設置	市長、副市長、 <u>防災危機管理監</u> 、 <u>総務部長</u> 、消防本部消防長その他市長が指名する部局長、部局長の判断に基づく部局関係職員、防災危機管理課職員

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

国民保護対策本部	名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)
本部長	市長	副市長	<u>防災危機管理監</u>
副本部長	副市長	<u>防災危機管理監</u>	<u>防災危機管理課長</u>
(追加)	教育長	教育部長	教育政策課長
本部員	上下水道事業管理者	上下水道局副局長	上下水道局総務課長
	モータースポーツ競走事業管理者	ボートレース事業局次長	ボートレース事業課長
	<u>総務部長</u>	<u>総務部次長</u>	<u>総務課長</u>
	<u>企画部長</u>	<u>企画部次長</u>	企画課長
	財政部長	財政部次長	財政課長
	<u>シティネットワーク推進部長</u>	<u>シティネットワーク推進部次長</u>	<u>シティプロモーション課長</u>
	地域振興部長	地域振興部次長	地域づくり推進課長
	環境生活部長	環境生活部次長	環境生活課長
	こども・福祉部長	こども・福祉部次長	地域福祉課長

(追加) こども健康部長 経済産業部長 建設部長 都市整備部長 中心市街地整備部長 議会事務局長 消防長 光地区消防組合消防本部消防長 新南陽総合支所長 熊毛総合支所長 鹿野総合支所長	(追加) こども健康部次長 経済産業部次長 建設部次長 都市整備部次長 中心市街地整備課長 議会事務局次長 消防本部次長 光地区消防組合消防本部次長 新南陽総合支所次長 熊毛総合支所次長 鹿野総合支所次長	(追加) 保育幼稚園課長 商工振興課長 道路課長 都市政策課長 中心市街地整備課主幹 議会事務局次長補佐 消防総務課長 光地区消防組合消防本部総務課長 地域政策課長補佐 地域政策課長補佐 地域政策課長補佐	こども局長 健康医療部長 産業振興部長 建設部長 都市整備部長 (削除) 議会事務局長 消防長 光地区消防組合消防本部消防長 新南陽総合支所長 熊毛総合支所長 鹿野総合支所長	こども支援課長 健康医療部次長 産業振興部次長 建設部次長 都市整備部次長 (削除) 議会事務局次長 消防本部次長 光地区消防組合消防本部次長 新南陽総合支所次長 熊毛総合支所次長 鹿野総合支所次長	こども支援課長補佐 健康づくり推進課長 商工振興課長 道路課長 都市政策課長 (削除) 議会事務局次長補佐 消防総務課長 光地区消防組合消防本部総務課長 地域政策課長補佐 地域政策課長補佐 地域政策課長補佐
---	---	---	--	--	--

3 消防機関の体制

(2)市は、消防団が避難住民への誘導等に重要な役割を担うことをかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

第2 関係機関との連携体制の整備

4 指定公共機関等との連携

(1) (略)

(2)医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連携体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1)安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号以下「安否

3 消防機関の体制

(2)市は、消防団が避難住民への誘導等に重要な役割を担うことをかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

第2 関係機関との連携体制の整備

4 指定公共機関等との連携

(1) (略)

(2)医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連携体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1)安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号

情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

6 生活関連等施設の把握等

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県関係課
第27条	(略)	(略)	(略)	(略)
	3号	取水施設、貯水施設、 浄水施設、配水池	厚生労働省	生活安全課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	交通運輸対策室
	(略)	(略)	(略)	(略)
	9号	ダム	国土交通省	河川開発課 農村整備課 企業局総務課

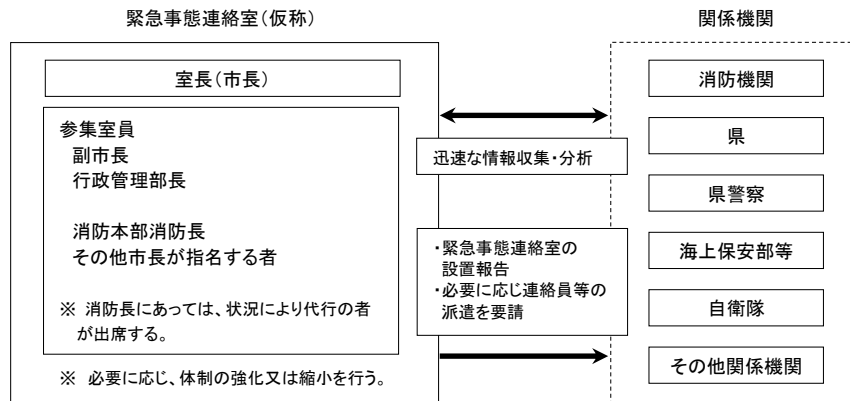
第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 市緊急事態連絡室(仮称)の設置

(1)、(2) (略)

※周南市緊急事態連絡室(仮称)の構成等(イメージ)



以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、安否情報システムを用いて県に報告する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

6 生活関連等施設の把握等

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県関係課
第27条	(略)	(略)	(略)	(略)
	3号	取水施設、貯水施設、 浄水施設、配水池	厚生労働省	生活衛生課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	交通政策課
	(略)	(略)	(略)	(略)
	9号	ダム	国土交通省	河川課 農村整備課 企業局総務課

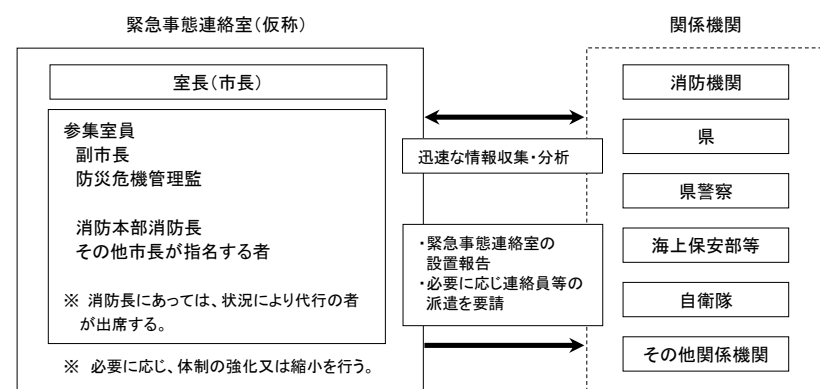
第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 市緊急事態連絡室(仮称)の設置及び初動措置

(1)、(2) (略)

※周南市緊急事態連絡室(仮称)の構成等(イメージ)



- (3) 初動措置の確保
- (4) 関係機関への支援の要請
- (5) 対策本部への移行に要する調整

第2章 市対策本部の設置等

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

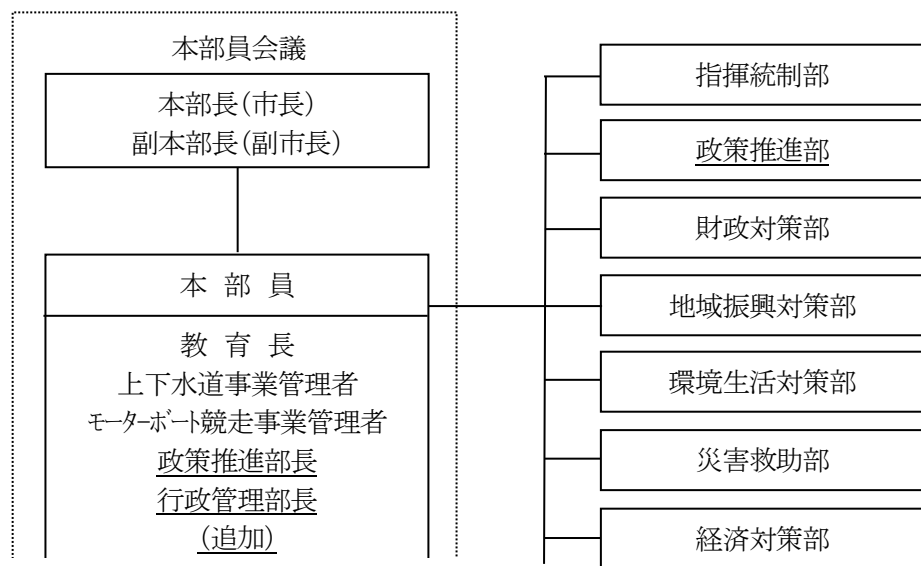
③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、連絡網等により、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市本庁舎第2応接室に市対策本部を開設するとともに、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能



- (3) 設置場所
緊急事態連絡室(仮称)は、原則として市本庁舎庁議室に設置する。
- (4) 緊急事態連絡室(仮称)の連絡
緊急事態連絡室(仮称)を設置したときは関係機関にその旨連絡し、報道発表する。
- (5) 初動措置の確保
- (6) 関係機関への支援の要請
- (7) 対策本部への移行に要する調整

第2章 市対策本部の設置等

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

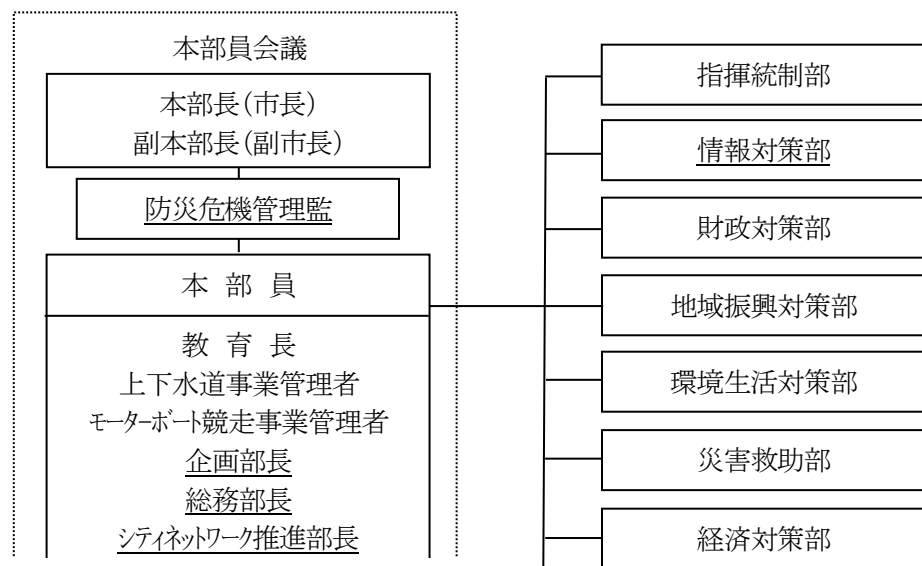
③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

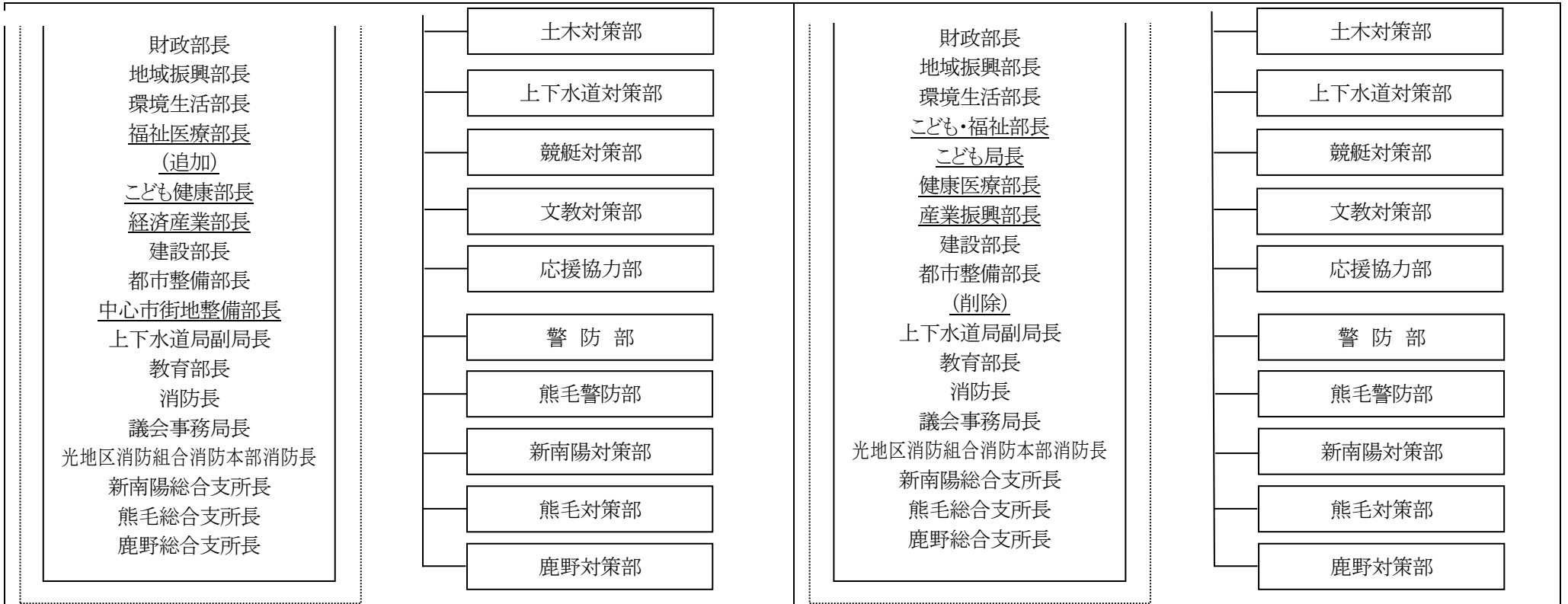
市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網により、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市本庁舎庁議室に市対策本部を開設するとともに、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能





班の編成及び所掌事務

各対策部の編成及び所掌事務は、次のとおりとする。

部 (部長)	班 (班長)	担当課	班の所掌事務
指揮統制部 (行政管理部長)	本部班 (防災危機管理課長)	防災危機管理課 行政管理課 (追加) 人事課 情報管理課 庁舎建設課 及び応援班	(略)

班の編成及び所掌事務

各対策部の編成及び所掌事務は、次のとおりとする。

部 (部長)	班 (班長)	担当課	班の所掌事務
指揮統制部 (総務部長)	本部班 (防災危機管理課長)	防災危機管理課 総務課 法務コンプライアンス課 人事課 (削除) (削除) 及び応援班	(略)

政策推進部 (政策推進部長) (追加)	情報提供班 (広報戦略課長： 広報責任者)	広報戦略課 (追加) (追加) (追加)	(略)	情報対策部 (企画部長) (シティネットワーク推進 部長)	情報提供班 (広報戦略課長： 広報責任者)	広報戦略課 スマートシティ推進課 市民の声を聞く課 シティプロモーション課	(略)
地域振興対策部 (地域振興部)	市民生活班 (地域づくり推進課長)	(略)	(略)	地域振興対策部 (地域振興部)	市民生活班 (地域づくり推進課長)	(略)	(略)
	(追加)	(追加)	(追加)		動物園班 (動物園長)	動物園	
環境生活対策部 (環境生活部長)	第3応援班 (市民課長)	市民課 保険年金課	(略)	環境生活対策部 (環境生活部長)	第3応援班 (市民課長)	市民課 (削除)	(略)
災害救助部 (福祉医療部長) (副:こども健康部 長)	次世代支援班 (次世代支援課長)	次世代支援課 保育幼稚園課	(略)	災害救助部 (こども・福祉部長) (こども局長) (健康医療部長)	次世代政策班 (次世代政策課長)	次世代政策課 こども支援課	(略)
	地域医療班 (地域医療課長)	(略)	(略)		地域医療班 (地域医療課長)	(略)	(略)
	(追加)	(追加)	(追加)		第4応援班 (保険年金課長)	保険年金課	1 市民の安否情報 の収集及び提供に関 すること。 2 他部、部内各班の 応援に関すること

経済対策部 (<u>経済産業部長</u>)	<u>動物園班</u> (<u>動物園長</u>)	<u>動物園</u>	1 <u>動物園施設及び施設内における被害状況調査及び応急復旧に関すること。</u> 2 <u>来場者の安全確保及び避難対策に関すること。</u> 3 <u>動物園施設の応急対策に関すること。</u>	経済対策部 (<u>産業振興部長</u>)	(<u>削除</u>)	(<u>削除</u>)	1 (<u>削除</u>) 2 (<u>削除</u>) 3 (<u>削除</u>)
	第4応援班 (<u>中心市街地整備課長</u>)	<u>中心市街地整備課</u> <u>再開発推進課</u>	(略)		第5応援班 (<u>中心市街地活性化推進課長</u>)	<u>中心市街地活性化推進課</u> (<u>削除</u>)	(略)
土木対策部 (<u>建設部長</u>) (副: <u>都市整備部長</u>) (副: <u>中心市街地整備部長</u>)	<u>区画整理班</u> (<u>区画整理課長</u>) (<u>新南陽分室長</u>)	<u>区画整理課</u> <u>新南陽分室</u>	(略)	土木対策部 (<u>建設部長</u>) (<u>都市整備部長</u>) (<u>削除</u>)	<u>市街地整備班</u> (<u>市街地整備課長</u>)	<u>市街地整備課</u>	(略)
	都市政策班 (<u>都市政策課長</u>) (<u>追加</u>)	都市政策課 (<u>追加</u>)	(略)		都市政策班 (<u>都市政策課長</u>) (<u>公共交通対策課長</u>)	都市政策課 <u>公共交通対策課</u>	(略)
競艇対策部 (<u>モーターボート競走事業管理者</u>)	<u>競艇班</u> (<u>競艇管理課長</u>)	<u>競艇管理課</u> <u>競艇事業課</u>	(略)	競艇対策部 (<u>モーターボート競走事業管理者</u>)	<u>競艇班</u> (<u>ボートレース管理課長</u>)	<u>ボートレース管理課</u> <u>ボートレース事業課</u>	(略)
応援協力部 (<u>議会事務局長</u>)	第5応援班 (<u>議会事務局次長</u>)	<u>議会事務局</u> <u>選挙管理委員会事務局</u> <u>監査委員事務局</u> <u>農業委員会事務局</u>	(略)	応援協力部 (<u>議会事務局長</u>)	第6応援班 (<u>議会事務局次長</u>)	<u>議会事務局</u> <u>選挙管理委員会事務局</u> <u>監査委員事務局</u> <u>農業委員会事務局</u>	(略)
警防部 (<u>消防長</u>)	<u>警防班</u> (<u>警防課長</u>)	<u>警防課</u>	1~3(略) 4 <u>避難勧告、指示に関すること</u>	警防部 (<u>消防長</u>)	<u>警防班</u> (<u>警防課長</u>)	<u>警防課</u>	1~3(略) 4 <u>避難情報等に関すること</u>
	<u>通信班</u> (<u>指令室長</u>)	<u>指令室</u>	(略)		<u>通信班</u> (<u>指令課長</u>)	<u>指令課</u>	(略)

	消防班 (各消防署長)	各消防署	1～2(略) 3 避難勧告、指示 時の避難の誘導に 関すること
熊毛警防部 (光地区消防組合 消防本部消防 長)	警防班 (警防課長)	警防課	熊毛地域の 1～2(略) 3 避難勧告、指示 に関すること
新南陽対策部 (新南陽総合支所 長)	市民生活班 (市民生活課長)	市民生活課 (市民相談室)	(略)
	救助班 (健康福祉課長)	健康福祉課	1～11

第4章 警報及び避難の指示等

第2 避難住民の誘導等

～基本的な避難の種類～

②市内避難

ア 徒歩による避難が困難である災害時要支援者の避難

第6章 安否情報の収集・提供

※平成19年度以降は、安否情報システムにより安否情報の収集・整理・照会・回答に対応する予定となっている。

第7章 武力攻撃災害への対処

第2 応急措置等

4 消防に関する措置等

(1)～(3) (略)

(4)緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断し場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

	消防班 (各消防署長)	各消防署	1～2(略) 3 避難情報等時の 避難の誘導に関する こと
熊毛警防部 (光地区消防組合 消防本部消防 長)	警防班 (警防課長)	警防課	熊毛地域の 1～2(略) 3 避難情報等に関 すること
新南陽対策部 (新南陽総合支所 長)	市民生活・救助班 (市民福祉課長)	市民福祉課 (市民相談室)	(略)
	(削除)	(削除)	13～23

第4章 警報及び避難の指示等

第2 避難住民の誘導等

～基本的な避難の種類～

②市内避難

ア 徒歩による避難が困難である避難行動要支援者の避難

第6章 安否情報の収集・提供

(削除)

第7章 武力攻撃災害への対処

第2 応急措置等

4 消防に関する措置等

(1)～(3) (略)

(4)緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断し場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。